

公 募 に つ い て の 説 明 書

1 件 名

令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）委託業務

2 仕 様

「令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）委託業務に関する仕様書」のとおり。

3 実施期間

「令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）委託業務に関する仕様書」のとおり。

4 公募について参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(5) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。

(6) 当局の仕様の条件を満たす者であること。

5 申込書の提出

(1) 申込書の提出先

広島国税局総務部厚生課厚生専門官（広島合同庁舎1号館1階）

(2) 申込書の提出期限

令和7年6月2日（月） 17時00分

(3) 申込書等の提出方法

申込書等の提出は、次のいずれか方法により提出すること。

① 紙による提出

紙による申込書等の提出を希望する場合には、以下の場所に提出すること。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局総務部厚生課厚生専門官

② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者

による同条第2項に規定する信書便による提出。

- ③ 上記①から②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記5(2)に示す申込書の提出期限までに下記9(2)イの問い合わせ先に連絡すること。

(4) 申込書等の提出書類

イ 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

- (イ) 「令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）委託業務に関する仕様書」の「12 申込書等の提出」に掲げる書類
- (ロ) 別紙1「指名停止等に関する申出書」
- (ハ) 別紙2「誓約書（役員等名簿を含む）」

ロ 留意事項

- (イ) 公募に参加しようとする者は、募集の公示、公募についての説明書及び仕様書の内容を十分承知しておくこと。
- (ロ) 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
- (ハ) 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書の作成を要するものとする。

契約締結後、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。

また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第4条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

7 契約者の決定方法

申込者のうち、当局の審査に合格し、仕様書の内容に合致した適正な健康診断業務の履行が可能と認められる全ての者と契約する。

8 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

9 その他

- (1) 本件公募に係る書類の作成及び提出等に要する費用は、全て申込者の負担とする。
- (2) 問合せ先
 - イ 手続に関する問合せ先

広島国税局総務部会計課経費係

内野 伸弥

電話 082-578-5955 内線3646

ロ 仕様に関する問合せ先

広島国税局総務部厚生課厚生専門官

原田 芙美

電話 082-578-5955 内線3794

(4) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、「令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）委託業務」のための
ものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(5) その他

この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の
指示に従うこと。

指名停止等に関する申出書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名
又は
会 社 名

代表者氏名

「令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）委託業務」に申し込むに当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。
また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、申込みを取り下げます。

誓 約 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

契 約 書（案）

支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 小川 啓介（以下「甲」という。）及び財務省共済組合広島国税局支部長 郷 敦（以下「乙」という。）と、●●●●●●●●●●●●●●●●（以下「丙」という。）とは、令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）委託業務に関し、下記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

第1条（本契約の目的／信義誠実の原則）

- 1 本契約は、別添仕様書に基づき、本業務に関する事項を定めるものである。
- 2 丙は、仕様書に基づき本業務を行い、甲及び乙は、丙にその対価を支払うものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

第2条（履行場所）

本業務の履行場所は、仕様書に定めた場所とする。

第3条（契約期間）

契約期間は、令和7年6月2日から令和8年3月31日までとする。

第4条（予定人数）

本業務の仕様書に定める受診予定者数に後日増減があっても丙は、異議を申し立てないものとする。

第5条（契約金額）

- 1 本契約は単価契約とし、甲及び乙が丙に支払う契約業務に係る契約金額（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を含む。）は別紙1「契約単価表」のとおりとし、受診者負担分については、検査当日に丙が直接受診者本人へ請求し、受領するものとする。
- 2 前項の消費税額等は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき計算した額である。
なお、契約期間中において、消費税率の改正が施行された後には、消費税額等については、改正後の税率によるものとする。

第6条（契約保証金）

甲及び乙は、本契約に係る丙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第7条（権利、義務の譲渡等の禁止）

- 1 丙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲及び乙の承諾を得た場合を除き第三者（丙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲及び乙の丙に対する

弁済の効力は、甲及び乙が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第8条（下請け、委任等の禁止）

- 1 丙は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 丙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲及び乙に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項ただし書により甲及び乙が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、丙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるに必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 4 第2項ただし書により甲及び乙が承認した場合でも、丙は、甲及び乙に対し、承認を得た第三者の行為についても全責任を負うものとする。
- 5 丙は、第21条第1項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
- 6 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 7 甲及び乙は、丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 8 前2項の場合において、丙は、甲及び乙に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 9 第7項の場合、丙は甲及び乙が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れない。

第9条（従事者の限定）

- 1 丙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。
- 2 丙は、甲及び乙から申し出があった場合は、甲及び乙に対し、前項の従事者を書面により通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項により丙から通知を受けた従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、丙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
- 4 丙は、自己の事由により第2項により甲及び乙に通知した従事者を変更する場合には、甲及び乙に対し、変更理由及び変更従事者名を事前に書面にて通知し、甲及び乙の承認を得るものとする。

第10条（責任者の選任）

- 1 丙は、従事者の中から本業務の責任者を選任する。
- 2 責任者は、仕様書に基づき、丙を代表して甲及び乙から指示を受け、本業務を担当する従事者を統括し、指揮監督するものとする。

第11条（応札条件の維持）

丙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

ならない。

第12条（秘密の保持）

- 1 丙は、甲及び乙の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲及び乙の秘密情報（書面等をもって甲及び乙が丙に提供した情報及び丙が甲及び乙の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持するものとし、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 丙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲及び乙の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類及びデータ等がある場合は、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 丙は、自らの従事者及び第8条により甲及び乙の承認を受けた第三者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 丙は、本契約終了後速やかに、丙の保有する秘密情報等のすべてについて、甲及び乙の指示に従い返却又は消去しなければならない。
- 5 丙は、秘密情報の漏えいのおそれがあると認められる場合には直ちに甲及び乙へ連絡するものとし、その対応に係る甲及び乙の指示に従わなければならない。
- 6 丙が本条の義務に違反した場合には、甲及び乙は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。
- 7 丙が本条の義務に違反した場合には、甲及び乙は、丙に対して第5条に定める契約金額に仕様書で定める職員名簿に記載されている人数（解除時に人数が確定している時は確定人数）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。この場合、丙は、甲、乙、国税庁、国税局、**税務大学校広島研修所、広島国税不服審判所**及び税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲及び乙等」という。）が実際に被った損害について、第26条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 8 丙は、個人情報に関する取扱いについては、別紙2を遵守しなければならない。
- 9 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第13条（費用負担）

本業務を遂行するために要する一切の費用は、丙の負担とする。

第14条（事情変更）

- 1 甲、乙及び丙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。**ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。**
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙及び丙が協議して書面により定めるものとする。

第15条（監督等）

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に関し、甲及び乙の指定する監督職員及び甲及び乙が個別に指定する職員（以下「監督職員等」という。）に丙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 丙は、監督職員等の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲及び乙は、第8条第2項ただし書により下請け、委任等を承認している場合には、丙に対し、本契約上の義務の履行に関してなされた丙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

第16条（期間の延長）

- 1 丙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲及び乙に期間の延長を求めることができる。
- 2 甲及び乙は、丙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲及び乙が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 丙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲及び乙に申し出て、甲及び乙の承認を得なければならない。
- 4 丙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、丙は、違約罰として甲及び乙に対し、遅延日数に応じ、**第5条に定める契約金額に業務の完了した人数を乗じて得た金額**に対して年2.5%の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、丙は、甲及び乙が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第17条（検査）

- 1 丙は、本業務を終了したときには、速やかに甲及び乙に報告し、甲及び乙の指定する検査職員及び甲及び乙が個別に指定する職員（以下「検査職員等」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲及び乙は、丙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員等をして検査を行わなければならない。
- 3 甲及び乙の要求があった場合には、丙は、甲及び乙の実施する検査に立ち会うため、丙の要員を派遣しなければならない。
- 4 丙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 5 検査の結果不合格の場合、丙は、検査職員等の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、丙の負担とする。

第18条（契約金額の請求及び支払）

- 1 丙は、仕様書の定めに基づき、第5条に定める契約金額に業務の完了した人数を乗じて得た金額を支払請求書により、甲及び乙へ請求するものとし、甲及び乙は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、あらかじめ甲及び乙の定める方法により丙に支払う。
- 2 前項の期限内に甲及び乙の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に規定する条項に定めるところによる。

第19条（業務の完了後における説明等）

丙は、本業務の完了後においても、甲及び乙から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第20条（契約不適合責任）

- 1 甲及び乙は本業務の不適合を知った時から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、丙に対してその旨を通知したときは、丙に対して丙の負担において相当の期間を定めて甲及び乙の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲及び乙は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不

適合を原因として、甲及び乙に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

- (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲及び乙の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲及び乙の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲及び乙が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
 - (3) 契約不適合を原因として、甲及び乙の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲及び乙が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲及び乙が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、甲及び乙が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲及び乙は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲及び乙が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、丙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び丙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲及び乙は、丙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第21条（解除）

- 1 丙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲及び乙がこれにより丙による本契約上の義務の遂行に支障が生じると認めたときは、甲及び乙は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当の理由なく、納期までに本業務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲及び乙に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 著しい納期の遅延があったとき。
 - (6) 第17条に定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第20条に定める甲及び乙の請求に応じないとき。
 - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。

- (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲及び乙の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 2 甲及び乙が前項により本契約を解除した場合には、甲及び乙は、丙に対し、第5条に定める契約金額に仕様書で定める職員名簿に記載されている人数（解除時に人数が確定している時は確定人数）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求できるものとする。
 - 3 丙が本契約上の規定に違反した場合には、甲及び乙は、本条第1項の解除をしない場合でも、丙に対して、第5条に定める契約金額に仕様書で定める職員名簿に記載されている人数（解除時に人数が確定している時は確定人数）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。ただし、丙が第12条の義務に違反した場合には、同条第7項を適用するものとする。
 - 4 前2項の場合において、丙は、甲及び乙等が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
 - 5 甲及び乙が第1項の規定により本契約を解除した場合、丙は甲及び乙に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

第22条（本契約の任意解約等）

- 1 甲及び乙は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲及び乙が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲及び乙は、丙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
- (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに丙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、丙は、甲及び乙に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

第23条（談合等の不正行為に係る解除）

- 1 甲及び乙は、本契約に関し、丙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲及び乙に提出しなければならない。

第24条（談合等の不正行為に係る違約金）

- 1 丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲及び乙が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第5条に定める契約金額に仕様書で定める職員名簿に記載されている人数（解除時に人数が確定している時は確定人数）を乗じて計算した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲及び乙が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用

- 人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、第5条に定める契約金額に仕様書で定める職員名簿に記載されている人数(解除時に人数が確定している時は確定人数)を乗じて計算した金額の100分の10に相当する金額のほか、第5条に定める契約金額に仕様書で定める職員名簿に記載されている人数(解除時に人数が確定している時は確定人数)を乗じて計算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲及び乙が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項、(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)
- (2) 当該刑の確定判決において、丙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
- (3) 丙が甲及び乙に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 丙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第26条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲及び乙がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

第25条(調査)

- 1 甲及び乙は、必要と認める場合には、丙に対し、期限を示して、その本契約又は資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲及び乙の指定する者(甲及び乙と契約関係にある公認会計士等を含む。)を丙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 丙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に関して、丙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは丙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は丙が調査に協力しない場合には、甲及び乙は、丙に対して、第5条に定める契約金額に仕様書で定める職員名簿に記載されている人数(解除時に人数が確定している時は確定人数)を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を、違約金として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合において、丙は、甲及び乙等が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第26条(損害賠償)

- 1 丙は、債務不履行に基づき甲及び乙等に損害を与えた場合は、甲及び乙等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲及び乙等が丙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等(以下「不服申立て等」という。)が提起された場合において、甲及び乙等が国民等に支払を命ぜられた金額、甲及

び乙等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

第27条（賠償金等の徴収）

- 1 丙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、甲及び乙は、その支払わない額に甲及び乙の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0%の割合で計算した利息を付した額と、甲及び乙の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲及び乙は、丙から遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

第28条（不当介入に関する通報・報告）

丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲及び乙に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第29条（法律、規格等の遵守）

丙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第30条（紛争の解決）

本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続によって解決するものとする。

第31条（人権尊重努力義務）

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第32条（補則）

本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

（以下余白）

本契約の締結の証として、本契約書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 2 日

甲 広島市中区上八丁堀 6 番30号
 支出負担行為担当官
 広島国税局総務部次長 小川 啓介

乙 広島市中区上八丁堀 6 番30号
 財務省共済組合
 広島国税局支部長 郷 敦

丙

契約単価表

●●●●●●病院

1 総合健康診断【日帰り式】

(税込)

総合健康診断内容		合計金額	金 額 負 担 者		
			甲	乙	受診者
総合健康診断(日帰り式)		円	円	円	円
追加項目	胃内視鏡(胃カメラ)検査(経口)	円	円	円	円
	胃内視鏡(胃カメラ)検査(経鼻)	円	円	円	円
	安定剤・鎮静剤等	円	円	円	円

2 子宮癌検診

(税込)

検診内容	合計金額	金 額 負 担 者		
		甲	乙	受診者
子宮癌検診	円	円	円	円

3 乳癌検診【触診又は視触診 有・無】

(税込)

検診内容	合計金額	金 額 負 担 者		
		甲	乙	受診者
マンモグラフィ(一方向)	円	円	円	円
マンモグラフィ(二方向)	円	円	円	円
超音波(エコー)	円	円	円	円
超音波(エコー)＋ マンモグラフィ(一方向)	円	円	円	円
超音波(エコー)＋ マンモグラフィ(二方向)	円	円	円	円

4 健診結果データCSVファイル作成

【 1件当たり ・ 1か月当たり ・ CD-R1枚当たり 】

(税込)

検診内容	合計金額	金 額 負 担 者		
		甲	乙	受診者
CSVファイル作成	円	円	円	円

5 厚生労働省保険局が定めるXML形式ファイル作成

【 1件当たり ・ 1か月当たり ・ CD-R1枚当たり 】

(税込)

検診内容	合計金額	金 額 負 担 者		
		甲	乙	受診者
XML形式ファイル作成	円	円	円	円

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

令和7年度広島国税局総合健康診断(人間ドック)
委託業務に関する仕様書

監 督 職 員	厚生専門官	原田 芙美
検 査 職 員	課 長 補 佐	渡 部 雅 子

令和7年4月

広島国税局 総務部 厚生課

1 契約件名

令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）業務

2 業務内容

広島国税局職員（広島国税局、広島国税局管内50税務署、国税庁広島派遣監督評価官、広島派遣国税庁監察官、税務大学校広島研修所及び広島国税不服審判所を含む。）（以下、「職員」という。）に対する健康診断の実施、判定及び報告（以下、これらを併せて「業務」という。）。

3 業務委託者

業務委託は、支出負担行為担当官広島国税局総務部次長（以下、「甲」という。）及び財務省共済組合広島国税局支部長（以下、「乙」という。）が行う。

4 業務受託者

業務受託者（以下、「丙」という。）は、以下の事項を遵守する。

- (1) 業務の実施に当たっては、事前に広島国税局総務部厚生課厚生専門官（以下、「厚生専門官」という。）と十分協議を行うこと。
- (2) 業務に関する法令及び規則を遵守すること。
- (3) 業務の一部又は全部を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に委託することなく遂行できること。

ただし、丙は、事前に甲に対し業務の一部について委託の事実が明らかになる契約書等の写しを提出し、甲、乙及び丙が協議の上、甲、乙が承認した場合は第三者に業務の一部を委託できる。

- (4) 業務の実施に当たっては、職員のプライバシーが守られるように細心の注意を払うとともに、職員に無用な不快感及び不安感等を与えることのないよう留意すること。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の取扱いに関する内部規定やマニュアルの作成等（漏洩等の防止策等）必要な措置を講じていること。

なお、契約の解除後及び契約期間満了後も同様の措置を講じること。

- (6) 個人情報の取扱いに関して、過去に不適切な取扱いがないこと、また、不適切な取扱いがあった場合には、その後に改善策等がなされたことを丙において証明すること。
- (7) 業務実施後に行った精密検査の指示数、実施数及び異常者数を把握していること。

5 実施場所等

丙が経営する健康診断実施機関は、その所在地が「11 受診見込者数」に記

載する各県内にあることとする。

なお、一健康診断実施機関における年間総受診者数が、令和6年12月末現在200名以上であることとする。

6 実施期間

健康診断の実施期間は、原則として令和7年9月16日（火）から令和8年1月30日（金）までとする。

なお、希望者多数及び受診者の受診日変更希望への対応等により上記実施期間内に受診枠の確保ができない等の場合は、事前に厚生専門官へ連絡の上、令和8年2月13日（金）まで延長することができるものとする。

7 健診内容等

丙は、別紙1「検査項目一覧表」に掲げる検査項目を含む業務を実施するものとする。

なお、職員が婦人科検診を受診する場合は、子宮癌検診、乳癌検診のいずれか一方のみの受診も可能とする。

おって、婦人科検診については、受診設備等がないため検診が実施できない場合でも差し支えない。

健 診 内 容	
総 合 健 康 診 断	日 帰 り 式
婦 人 科 検 診	子 宮 癌 検 診
	乳 癌 検 診

8 実施方法

(1) 職員の健康診断受入れ及び日程調整

イ 厚生専門官は丙に対し、受診予定日等の入った職員名簿を事前に送付するので、受診受け入れを確実に行う。

なお、決定した受診日を変更する場合は、職員が丙と直接協議することとするので、上記6に定める実施期間の範囲内において調整を行う。

おって、当仕様書によらず健康診断に係る費用を職員が全額負担して受診する場合を除き、職員からの受診予約の受付は行わないことに留意する。

ロ 検査に必要な検査容器等については、厚生専門官の指示に従って職員ごとに封入の上、受診予定日の2週間前までに職員の自宅へ直接送付する。

(2) 検査の実施

別紙1「検査項目一覧表」に掲げる検査項目を含む検査を実施する。

なお、別紙1「検査項目一覧表」に掲げる検査法のうち、丙が実施する他の検査法によっても同様の結果が得られる場合は、あらかじめ書面により厚生専門官に申し出て承認を得た場合に限り、検査方法を変更することができる。

おって、検査の際に提出した問診票及び医師による問診の結果は、必ず検

査結果に反映させることとし、問診においては、厚生労働省発出の「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づく別紙2「質問票」、又はそれに準じた質問票を使用して実施する。

(3) 再検査等の指示

上記(2)の検査実施の結果、再検査又は精密検査が必要と判断された場合は、当該職員に対して再検査又は精密検査（以下、「再検査等」という。）を指示する。

(4) 検査結果の報告

イ 健康診断結果の報告に当たっては、別紙1「検査項目一覧表」に掲げる検査項目のほか、提出された問診票及び検診担当医師による問診の結果を反映させた上で報告する。

ロ 健康診断検査結果報告書等は、次のとおり提出する。

なお、電子データを提出する際は、別紙3「入力シート」に基づきMicrosoft エクセル形式により作成するとともに、その保存媒体はCD-R（以下、「電子媒体」という。）とし、必ず最新のバージョンに更新したウィルス検索ソフトを用いて、ウィルス感染がないことを確認した上で提出する。

(イ) 受診職員宛、健康診断検査結果報告書1部を検査日後30日以内に直接送付する。

(ロ) 厚生専門官宛、次のAからCの報告書等を1か月分取りまとめの上、検査日の属する月の翌月20日までに提出する。

A 健康診断検査結果報告書の写し

B 「質問票」の写し

C 別紙3「入力シート」により作成したデータを保存した電子媒体

(ハ) 当該業務契約後において厚生専門官が指定する送付先宛に、厚生労働省保険局が定めるデータファイル仕様（XML形式）により作成して保存した電子媒体を、1か月分取りまとめの上、翌月20日までに直接送付する。

ただし、電子媒体での提供が困難な場合は、別途厚生専門官と事前に協議する。

ハ 丙において、職員が継続して同一健診機関での健康診断を受診している場合は、原則として、健康診断検査結果報告書に過去の検査結果を併記する。

ニ 当仕様書によらず健康診断に係る費用を職員が全額負担して受診した場合の健康診断検査結果報告書については、当該職員にのみ送付する。

ホ 業務実施後、丙において再検査等を行った場合は、異常の有無にかかわらず、必ず職員に対して書面により結果を通知する。

ヘ 健康診断検査結果（再検査等の指示内容及び上記ホに係る結果を含む。）について、厚生専門官及び広島国税局診療所職員から照会があった場合は、丙はこれに誠意をもって対応する。

9 費用負担

業務の遂行に要する一切の費用は、丙の負担とする。

10 請求及び領収

契約金額の請求方法については、厚生専門官より別途指示するので、それに従う。

なお、健康診断に係る費用のうち、職員に一部負担させる範囲等については、厚生専門官より別途連絡するので、職員が一部負担する費用の領収にあつては、検査当日に本人から丙が直接領収することに留意する。

11 受診見込者数

令和6年度実施実績に基づく受診見込者数は、次表のとおりである。

なお、各職員による健康診断受診希望機関の選択は、令和7年度中に新たに行うため、必ずしも全ての地区で受診者が見込まれるとは限らないことから、丙は下表に掲げる受診見込者数に増減が生じても異議を申し立てない。

おつて、実施地区は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県内に所在地のある健康診断実施機関であれば差し支えない。

実 施 地 区		人間ドック 受診予定者数	婦人科検診 受診予定者数
鳥 取 県	鳥 取 市	23	2
	米 子 市	11	0
島 根 県	松 江 市	50	1
	出 雲 市	29	2
	浜 田 市	11	0
岡 山 県	岡 山 市	137	20
	倉 敷 市	76	10
	津 山 市	8	0
広 島 県	広 島 市	773	133
	呉 市	13	3
	廿 日 市 市	16	1
	東 広 島 市	14	0
	三 原 市	11	1
	竹 原 市	1	0
	福 山 市	67	5
山 口 県	山 口 市	86	18
	周 南 市	29	0
	下 関 市	22	0
	宇 部 市	4	0
	長 門 市	4	0
合 計		1,385	196

12 申込書等の提出

(1) 提出期限

申込書等の提出期限は、令和7年6月2日（月）17時までとする。

(2) 提出先

厚生専門官宛提出する。

(3) 提出書類等

イ 別紙4「総合健康診断業務に関する受託申込書」（以下、「申込書」という。）及び別紙5「令和7年度広島国税局総合健康診断（人間ドック）受診枠確保予定数」に、次項目ロで示す添付書類を添付して提出する。

なお、申込書は健診施設ごとに作成し、提出することに留意する。

ロ 添付書類は以下のとおりとする。

○ 健康診断業務（人間ドック）に関するパンフレット

※ 検査内容及び通常料金が表示されているもの

○ 健康診断検査結果報告書の様式

○ 会社概要書（法人の場合）又は履歴書（個人の場合）※任意様式で可

○ 健診施設見取図

○ 受付手順書

○ 個人情報保護のためのセキュリティ確保に関する書類

(4) 提出された書類について

上記(3)の「提出書類等」の制作費は、申込者の負担とする。

なお、提出された一切の書類は、返却しない。

おって、申込書の提出後、内容について変更等があった場合は、速やかに報告することとし、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできないものとする。

13 契約先の決定

申込書を提出した者の中から、申込書及び添付書類等に基づき審査を行い、甲及び乙が求める要件の全てを満たし、良好な健康診断が行われると認められる全ての者と契約する。

なお、決定した契約先に対しては、後日通知する。

14 その他

(1) 丙は、本件業務に関して知り得た事項を、甲、乙及び厚生専門官の承諾なしに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

なお、契約の解除後及び契約期間満了後も同様とする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 本仕様書に記載していない事項については、その都度、甲、乙、丙及び厚生専門官間で協議する。

○ 当該業務に係る担当者及び連絡先

電話 082-578-5955（広島国税局ダイヤルイン）

入札及び契約に関する事項 会計課 経費係 内野 伸弥（内線3646）

仕様書に関する事項等 厚生課 厚生専門官 原田 芙美（内線3794）

健診データに関する事項 診療所 薬剤師 宇都宮 裕子（内線3672）

検 査 項 目 一 覧 表

1 総合健康診断

検 査 項 目	検 査 内 容
既往症及び業務歴	問診、視診、触診
自覚（他覚）症状の検査	
身体計測	身長、体重、腹囲、BMI
血圧測定	収縮期、拡張期
視力	矯正視力
眼底	両眼
聴力	1000Hz、4000Hz
胸部X線	撮影（正面）
尿検査	蛋白、糖、潜血
心電図	安静時心電図
血液検査	血清総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、GOT、GPT、 γ -GTP、ALP、LDH、総ビリルビン、総蛋白、アルブミン、A/G比、アミラーゼ、空腹時血糖、HbA1c、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、赤血球数、白血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数
上部消化管検査	胃、食道、十二指腸
便潜血検査	免疫学的2回法
腹部超音波検査	胆嚢、肝臓、膵臓、腎臓、脾臓

2 婦人科検診

検 査 項 目	検 査 内 容
子宮癌検診	スメア式
乳癌検診	マンモグラフィ、超音波

質 問 票

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男 ・ 女	西暦 年 月 日
健診種別			健診受診日
定期健康診断 ・ 人間ドック			西暦 年 月 日

質問項目		回答	回答欄
1-3	現在、aからcの薬を使用していますか。		
1	a. 血圧を下げる薬	① はい ② いいえ	
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	① はい ② いいえ	
3	c. コレステロール又は中性脂肪を下げる薬	① はい ② いいえ	
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ	
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	① はい ② いいえ	
7	医師から、貧血と言われたことがありますか。	① はい ② いいえ	
8	現在、煙草を習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1: 最近1か月間吸っている 条件2: 生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	① はい(条件1と条件2を両方満たす) ② 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない(条件2のみ満たす) ③ いいえ(①②以外)	
9	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	① はい ② いいえ	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	① はい ② いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	① はい ② いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	① はい ② いいえ	
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① なんでもかんで食べることができる ② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速いですか。	① 速い ② 普通 ③ 遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。	① はい ② いいえ	
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	① はい ② いいえ	
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。(※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者)	① 毎日 ② 週5～6日 ③ 週3～4日 ④ 週1～2日 ⑤ 月に1～3日 ⑥ 月に1日未満 ⑦ やめた ⑧ 飲まない(飲めない)	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 ※日本酒1合(アルコール度数15度・180ml)の目安 ⇒ ビール(同5度・500ml)、焼酎(同25度・約110ml) ワイン(同14度・約180ml)、ウイスキー(同43度・60ml) 缶チューハイ(同5度・約500ml、同7度・約350ml)	① 1合未満 ② 1～2合未満 ③ 2～3合未満 ④ 3～5合未満 ⑤ 5合以上	
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	① はい ② いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	① 改善するつもりはない。 ② 改善するつもりである。(概ね6ヶ月以内) ③ 近いうちに(概ね1ヶ月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている。 ④ 既に改善に取り組んでいる(6ヶ月未満) ⑤ 既に改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)	
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ	

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
職員番号	氏 名	フリガナ	旧姓使用	署 名	課名称	生年月日	性 別	病院名	受診日	受診年齢	身 長	体 重	BMI	腹囲

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
体脂肪率	最高血圧1	最低血圧1	最高血圧2	最低血圧2	尿〔糖〕	尿〔蛋白〕	尿〔潜血〕	胸部所見1	胸部所見2	胸部所見3	胃部〔胃透視〕所見1	胃部〔胃透視〕所見2	胃部〔胃透視〕所見3	胃部〔胃カメラ〕所見1

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
胃部〔胃カメラ〕所見2	胃部〔胃カメラ〕所見3	腹部所見1	腹部所見2	腹部所見3	心電図所見1	心電図所見2	心電図所見3	眼底所見1	眼底所見2	便潜血1	便潜血2	総ビリルビン	GOT	GPT

46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
γ-GTP	ZTT クンケル	総蛋白	アルブミン	A/G	ALP	LDH	HBS抗原	HCV抗体	総コレステロール	中性脂肪	HDLコレステロール	LDLコレステロール	尿素窒素	クレアチニン

61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
尿 酸	アミラーゼ	血 糖	HbA1C	CRP定量	RA	白血球数	赤血球数	血色素量	ヘマトクリット	血小板	喫煙本数	喫煙年数	喫煙指数	高血圧剤投与の有無

76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
糖尿病剤投与の有無	高脂血症剤投与の有無	総合所見1	総合所見2	総合所見3	指導区分1	指導区分2	指導区分3	発令日	終了日	飲酒習慣	睡眠で休養がとれる	その他1	その他2	その他3

91	92	93	94	95	96	97	98	99
腹囲の測定法	既往症(特記事項の有無)	既往症 所見	自覚症状(特記事項の有無)	自覚症状の具体的所見	他覚症状(特記事項の有無)	他覚症状の具体的所見	喫煙の有無	酒量(飲酒日)

(注)ファイル形式は必ず「Microsoftエクセル形式」とする。

【参考】別紙3の作成(入力)要領

数値には%Kgなどの単位をはずしてください。

1	職員番号	必須	40	眼底所見2	主な所見 簡潔に 30文字以内	83	指導区分3	記入不要
2	氏 名	必須				84	発令日	記入不要
3	フリガナ	必須	41	便潜血1	1陽性 2陰性	85	終了日	記入不要
4	旧姓使用	記入不要	42	便潜血2				
5	署 名		43	総ビリルビン	必須			
6	課名称		44	GOT	必須			
7	生年月日	西暦(例1959/04/01)	45	GPT	必須	86	飲酒習慣	1.毎日 2.週5～6日 3.週3～4日 4.週1～2日 5.月に1～3日 6.月に1日未満 7.やめた 8.飲まない(飲めない)
8	性 別	1男 2女	46	γ-GTP	必須			
9	病院名	必須	47	ZTT クンケル	※ 検査不要			
10	受診日	西暦(例2010/11/01)	48	総蛋白	必須	87	睡眠で休養がとれる	1はい 2いいえ
11	受診年齢	必須	49	アルブミン	必須	88	その他1	
12	身 長	必須	50	A/G	必須	89	その他2	
13	体 重	必須	51	ALP	必須	90	その他3	
14	BMI	必須	52	LDH	必須			
15	腹囲	必須	53	HBS抗原	※ 検査不要	91	腹囲の測定法	1実測 2自己測定 3自己申告
16	体脂肪率		54	HCV抗体				
17	最高血圧1	必須	55	総コレステロール	必須	92	既往症 特記すべきことの有無	1有 2無
18	最低血圧1	必須	56	中性脂肪	必須			
19	最高血圧2		57	HDLコレステロール	必須	93	既往症 所見	主な所見 簡潔に 30文字以内で
20	最低血圧2		58	LDLコレステロール	必須			
21	尿〔糖〕	1- 2± 3+	59	尿素窒素	必須	94	自覚症状 特記すべきことの有無	1有 2無
22	尿〔蛋白〕	4++ 5+++ 6++++	60	クレアチニン	必須			
23	尿〔潜血〕		61	尿 酸	必須	95	自覚症状の具体的な所見	主な所見 簡潔に 30文字以内
24	胸部所見1	1所見あり2所見なし 3要再撮影	62	アミラーゼ	必須	96	他覚症状 特記すべきことの有無	1有 2無
25	胸部所見2	主な所見 簡潔に 30文字以内	63	血 糖	必須			
26	胸部所見3		64	HbA1C	必須	97	他覚症状の具体的な所見	主な所見 簡潔に 30文字以内で
27	胃部〔胃透視〕所見1	1所見あり2所見なし 3要再撮影	65	CRP定量	※ 検査不要			
28	胃部〔胃透視〕所見2	主な所見 簡潔に 30文字以内	66	RA	※ 検査不要			
29	胃部〔胃透視〕所見3		67	白血球数	必須	98	喫煙の有無	1 有(条件1及び2) 2 以前は吸っていたが、 最近1か月間は吸って いない(条件2のみ) 3 無(上記1、2以外)
30	胃部〔胃カメラ〕所見1	1所見あり2所見なし	68	赤血球数	必須			
31	胃部〔胃カメラ〕所見2	主な所見 簡潔に 30文字以内	69	血色素量	必須			
32	胃部〔胃カメラ〕所見3		70	ヘマトクリット	必須			
33	腹部所見1	1所見あり2所見なし	71	血小板	必須	99	酒量(飲酒日)	1 :1合未満 2 :1～2合未満 3 :2～3合未満 4 :3～5合未満 5 :5合以上
34	腹部所見2	主な所見 簡潔に 30文字以内	72	喫煙本数				
35	腹部所見3		73	喫煙年数				
36	心電図所見1	1所見あり2所見なし	74	喫煙指数				
37	心電図所見2	主な所見 簡潔に 30文字以内	75	高血圧剤投与の有無	1服薬あり 2服薬なし			
38	心電図所見3		76	糖尿病剤投与の有無				
39	眼底所見1	1所見あり2所見なし	77	高脂血症剤投与の有無				
			78	総合所見1	1異常なし 2経過観察 3要精密検査 4要治療			
			79	総合所見2	主な所見 簡潔に 30文字以内			
			80	総合所見3				
			81	指導区分1	記入不要			
			82	指導区分2	記入不要			

※ 別紙3の形式を崩さずに、該当項目を入力してください。

※ 数字を選択し記入する欄はそれ以外の文字等を入力しないでください。

条件1:最近1ヶ月間吸っている者
条件2:生涯で6ヶ月以上吸っている者又は合計100本以上吸っている

広島国税局総務部厚生課長 殿

名 称

代表者名

総合健康診断業務に関する受託申込書

1 申込者の概要

ふりがな 名 称 (屋 号)		法人格 の有無	
所 在 地	郵便番号 住 所 電話番号 F A X		
健康診断施設の 所在地	郵便番号 住 所 電話番号 F A X		
ふりがな 契約担当者 職名・氏名			
ふりがな 健診担当者 職名・氏名			

2 総合健康診断内容及び金額

総 合 健 康 診 断 内 容			金 額（税込金額） ※ 1 件当たり	
総合健康診断	日 帰 り 式		円	
	【変更】		【追加】	
	胃内視鏡（胃カメラ）検査（経口）	可・不可	有 ・ 無	円
	胃内視鏡（胃カメラ）検査（経鼻）	可・不可	有 ・ 無	円
	【追加】安定剤・鎮静剤等	有・無	有 ・ 無	円
婦人科検診	子 宮 癌 検 診		円	
	乳癌検診の触診又は視触診		有 ・ 無	
	（触診等が「有」の場合は、以下の金額を触診等込みでご記入ください。）			
	乳癌検診【マンモグラフィ（一方向）】		円	
	乳癌検診【マンモグラフィ（二方向）】		円	
	乳癌検診【超 音 波 （ エ コ ー ） 】		円	
	乳癌検診【マンモグラフィ（一方向）＋超音波】		円	
	乳癌検診【マンモグラフィ（二方向）＋超音波】		円	
データ作成	健診結果データCSVファイル （1件・1か月・CD-R 1枚）		円	
	厚生労働省保険局が定めるXML形式ファイル （1件・1か月・CD-R 1枚）		円	

※ データ作成料については、記入金額の単位が1件当たりか、1か月当たりか、CD-R 1枚当たりかいずれかに○を付けること。

3 検査項目

別添のとおり

実施する検査項目の詳細がわかるものを添付する。

なお、実施する検査項目は、仕様書別紙1「検査項目一覧表」に掲げる検査項目を必ず含むこととする。

おって、日帰り式ドック受診に通常要する時間内において、受診者本人の自己負担により別途追加可能な検査項目（オプション検査項目）がある場合は、その詳細について、別添「同時受診可能なオプション検査項目一覧表」に記載する。

4 実施機関における検診等可能人数

総合健康診断	人
子宮癌健診	人
乳癌健診	人

5 施設の概要

1	施設設立年月日	年 月 日
2	年間総受診者数 (令和6年12月末現在)	人
3	年間精密検査指示数 (令和6年12月末現在)	人
4	上記3のうち、年間精密検査実施数	人
5	上記4のうち、年間精密検査の異常所見者数	人
6	受付開始時間から検査終了予定時間	(受付開始時間) 時 分 (検査終了予定時間) 時 分
7	施設で作成しているマニュアル	(1) 以下に記載したマニュアルの有無 大規模災害時の対応マニュアル (有 ・ 無) 事故発生防止マニュアル (有 ・ 無) トラブル発生時の対応マニュアル (有 ・ 無) 廃棄物処理マニュアル (有 ・ 無) 情報機器のトラブル対応マニュアル (有 ・ 無) 受診者対応・接遇マニュアル (有 ・ 無) (2) その他、作成しているマニュアル

6 職員

健診業務従事職員数

	常 勤(人)		非常勤(人)		合計(人) ①+②+③
	健診施設 専任①	病院・診療所 兼務②	延べ人数	常勤換算③	
医師(合計)					
内科					
外科					
眼科					
婦人科					
脳神経外科					
その他の医師					
保健師					
看護師					
診療放射線技師					
臨床検査技師					
管理栄養士					
情報管理担当					
その他職員					
総合計					

※「延べ人数」とは、1週間サイクルで携わる職員数を記入すること。

※「常勤換算」とは、1週間における非常勤職員の所定労働時間 32 時間をもって
1 人と換算すること。

7 その他の事項

（上記記載事項のほか、特記すべき事項（（例）前年度実施分と比較して大きな変更が生じる点等）がある場合は記載すること。）

【別添】 同時受診可能なオプション検査項目一覧表

オプション項目名	対象者・内容等	金 額（税込金額） ※1件当たり
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

（注1）通常要する日帰り式ドック受診時間内において追加受診可能なオプション項目に限る。

（注2）上記検診項目の費用は全て受診者の自己負担とし、申込みは受診者決定後、受診者が個別に行う。

（注3）検査内容についての詳細がわかるものがあれば添付する。

令和7年度 広島国税局総合健康診断(人間ドック)受診枠確保予定数 <提出機関名称: _____>

【 令和 年 月 日現在】

別紙 5

令和7年9月					令和7年10月					令和7年11月					令和7年12月					令和8年1月				
日	曜	受診者	うち胃カメラ	うち婦人科	日	曜	受診者	うち胃カメラ	うち婦人科	日	曜	受診者	うち胃カメラ	うち婦人科	日	曜	受診者	うち胃カメラ	うち婦人科	日	曜	受診者	うち胃カメラ	うち婦人科
1	月				1	水				1	土				1	月				1	木			
2	火				2	木				2	日				2	火				2	金			
3	水				3	金				3	月				3	水				3	土			
4	木				4	土				4	火				4	木				4	日			
5	金				5	日				5	水				5	金				5	月			
6	土				6	月				6	木				6	土				6	火			
7	日				7	火				7	金				7	日				7	水			
8	月				8	水				8	土				8	月				8	木			
9	火				9	木				9	日				9	火				9	金			
10	水				10	金				10	月				10	水				10	土			
11	木				11	土				11	火				11	木				11	日			
12	金				12	日				12	水				12	金				12	月			
13	土				13	月				13	木				13	土				13	火			
14	日				14	火				14	金				14	日				14	水			
15	月				15	水				15	土				15	月				15	木			
16	火				16	木				16	日				16	火				16	金			
17	水				17	金				17	月				17	水				17	土			
18	木				18	土				18	火				18	木				18	日			
19	金				19	日				19	水				19	金				19	月			
20	土				20	月				20	木				20	土				20	火			
21	日				21	火				21	金				21	日				21	水			
22	月				22	水				22	土				22	月				22	木			
23	火				23	木				23	日				23	火				23	金			
24	水				24	金				24	月				24	水				24	土			
25	木				25	土				25	火				25	木				25	日			
26	金				26	日				26	水				26	金				26	月			
27	土				27	月				27	木				27	土				27	火			
28	日				28	火				28	金				28	日				28	水			
29	月				29	水				29	土				29	月				29	木			
30	火				30	木				30	日				30	火				30	金			
					31	金									31	水				31	土			

※ 作成日時点での各日の受診枠確保予定数について記載する。
なお、9月1日(月)から12日(金)は実施しない。
また、内書きには胃カメラ検診と婦人科がん検診の対応予定者数を記載する。
おって、受診者枠数に記載があつて胃カメラ検診の対応予定者数が空欄の場合は、胃部X線検査の対応が可能なものと判断するので留意する。

提出書類一覧表

番号	書類名	仕様書 該当箇所	提出期限	提出先	摘要
1	健康診断検査結果報告書	8(4) 検査結果の報告	検査日後30日以内	受診職員	
2	健康診断検査結果報告書の写し		検査日の属する月の 翌月20日まで	厚生専門官	
3	「質問票」の写し				
4	別紙3「入力シート」により作成したデータを保存した電子媒体				
5	厚生労働省保険局が定めるデータファイル仕様により作成して保存した電子媒体		翌月20日まで	厚生専門官 が指定	
6	別紙4「総合健康診断業務に関する受託申込書」	12(3) 提出書類等	令和7年6月2日(月)	厚生専門官	
7	別紙5「令和7年度広島国税局総合健康診断(人間ドック)受診枠確保予定数」				
8	健康診断業務(人間ドック)に関するパンフレット (※検査内容及び通常料金が表示されているもの)				適宜の様式
9	健康診断検査結果報告書の様式				
10	会社概要書(法人の場合)又は履歴書(個人の場合)				
11	健診施設見取図				
12	受付手順書				
13	個人情報保護のためのセキュリティ確保に関する書類				

※仕様書に定めのある提出書類については、必ず上記提出期限までに提出すること。